

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

大野城市立平野小学校

大野城市立平野小学校いじめ防止基本方針（令和7年度版）

1 いじめ防止に対する平野小学校の考え方

いじめとは、心身を傷つけるとともに人間の尊厳を傷つける卑劣な行為であり人間として絶対に許されないことである。そして、いじめに対して、教師はもちろん子どもにも毅然とした態度を育てるとともに問題の解決と予防に向けて、学校と家庭・地域と連携していかなければならない。そのために、平成25年「いじめ防止対策推進法」の基本的理念及び「福岡県いじめ問題総合対策」の趣旨に基づき本校で策定した「いじめ防止基本方針」をもとに体系的・計画的にいじめの早期発見と防止に全力で取り組まなければならない。

2 いじめ防止等の学校体制の整備

○校内生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）

- ・月1回のいじめ防止対策委員会の定例会及び緊急対応時での臨時会議を行う。
- ・児童の実態（問題行動等）の共通理解・問題解決の方策協議、研修会の企画運営
- ・構成 校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当者 学年主任 養護教諭
※担任等関係職員、スクールカウンセラー（必要に応じて）

○いじめ防止及び対応の取り組みについては、学校評価の評価項目に位置づけ、取り組みの点検・評価・改善を図る。

○この「いじめ防止基本方針」の策定については、保護者、児童に説明する機会をもち、共通理解を図るとともに、協働していじめ未然防止及び早期発見・早期対応にあたることができるようにする。

○学校運営協議会

- ・年間4回の定例会及び緊急時の臨時部会の開催
- ・学校と家庭・地域での児童の実態（問題行動等）の共通理解と方策の検討
- ・地域行事等や日常生活における見守り活動の企画・運営

○市教育委員会及び専門の相談機関等との連携

- ・市教育委員会やスクールカウンセラー等の活用を通して、相談機関との連携に努める。
- ・福岡県いじめレスキューセンター（令和5年11月解説）の要請に応じて連携を図る。

○警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、警察（スクールサポーターを含む）への相談・通報や連携した対応を取る。※市教育委員会への事前相談・報告等を確実に行う。

3 いじめを生まない教育活動の推進

(1) 児童に対する指導

○ともに学び合うよろこびを味わう学習指導

教科、道徳、特別活動等において「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

○規範意識を育てる指導

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるように様々な機会をとらえて指導する。また、いじめを見て見ぬ振りをすることは、いじめを助長し自

他の尊厳を傷つける行為であることを自覚させ、毅然とした態度でいじめをやめさせたり先生や他の友だちに知らせたりする行動ができるようにする。

○いじめを生まない集団づくり

- ・集団における「違い」を尊重する。
- ・コミュニケーションスキルの向上を図る（あいさつ、話を聴く・話すこと）。
身体や言葉によるコミュニケーションをとおして、感情のコントロールができる。
- ※（例）「10秒呼吸法」によるストレス解消のためのリラックス法を活用する。
- ・困っていること、気になることがあれば担任を始め全職員で相談に応じるようにする。

(2) 教員の自覚と教員相互のチームワーク

○いじめに対する毅然とした態度

- ・日常的にいじめについての問題に触れ「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念を教師が持っていることを児童に示す。

○協働的な生徒指導を推進するチームワークづくり

- ・学年相互の交換授業や観察授業等を通して、いじめ防止に向けて「学級の壁を取り除き」担任相互の情報交換や対策の協議及び対応に取組みチームワークを高める。

○「報告・連絡・相談」（ホウ・レン・ソウ）の徹底と初期対応を徹底する。そのためのツールとして「いじめに関する実態調査」様式を全職員に配付し、事例ごとに報告用情報交換用の記録として活用する。

○生徒指導案件用の記録用紙を統一し、管理職に随時報告するように徹底する。

(3) 教育相談的態度と指導スキルを高める教員研修

○教育相談的態度とスキルを高める研修の企画・運営

- ・生徒指導委員会を中心として、配慮児童検討会（ケース会議）やグループエンカウンター等体験型研修、専門家によるいじめ防止・対応についての研修会を開催し教員の資質向上に努める。

○積極的な児童理解と対応

- ・月1回教育相談週間を設定し、生活アンケート（毎月1回）いじめに特化したアンケート（学期1回）に基づいて、個に応じた支援にあたるとともに教員全体での情報の共有と事例に応じた集団及び個別の対応に努める。なお、アンケートの原本等の一次資料は、回答した児童生徒が卒業後5年間保管するよう指導する。

4 学校・家庭・地域連携による取組

(1) 学校運営協議会を核とした子どもの見守り体制

- 学校運営協議会において地域の年中行事や環境保護活動等に積極的に参加するための働きかけ及び大人からの評価等声かけを積極的に行うための協議を行い、子ども自身に行動や規範に対する自信を持たせるための地域への働きかけを推進する。

- 心のレスキュー隊等専門家を活用した学校・地域合同のいじめ防止の研修会を行う。

(2) PTAと連携による支援体制

- 保護者に対して「いじめ早期発見アンケート」（7・10月）を実施し、家庭での子どもの状況把握と気になる点については学校と連携を図って早期発見対応に努める。

- 「あいさつ運動」を学校・地域と連携し、人間関係づくりと情緒の安定等を図り、見守りの体制づくりを行う。

5 いじめの早期発見及び早期対応

(1) 早期発見のための情報収集

- 「いじめ早期発見の手引き」等を活用し、学級担任をはじめ教職員全体が日常的に意

識的に注意深く観察し、情報の収集にあたらなければならない。

〈観察の観点〉

- 交友関係の変化 体調の変化や表情の変化 服装の乱れや言葉遣いの変化
- 欠席状況、遅刻・早退の状況 持ち物の紛失や持ち物の変化
- 金銭の使い方の変化 保健室への訪問回数 等

(2) いじめの早期対応

○いじめのサインに気づいた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。

- ・情報の共有を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに主に担任が精神的な支えになる。
※担任との関係よりも旧担任や他の職員での対応を求められた場合はその職員が応じて、その上で担任につないでいく。
- ・いじめ防止対策委員会を臨時的に開催する。
- ・学級活動等でいじめに関する話題を取り上げ、学級全体の問題として指導する。

○ 本人・保護者の訴え

- ・秘密厳守を約束し、じっくり話を聞き安心感を与える
- ・「しっかり守る」ことを伝え、不安や悩みを安心して相談できる関係をつくる。
- ・基本的には、本人（保護者）の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・担任、学校に何をしてもらいたいかを確かめながらともに考える姿勢を示す。
- ・保護者の訴えに対しては、担任の他に学年主任や生徒指導担当者、主幹教諭、場合によっては管理職も同席する等、複数で対応する。（柔軟に対応する）

○教師がいじめを発見した場合の対応

- ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・その日のうちに関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。

〈聞き取りの留意点〉

- 極力時系列で細かく聞き取る。
- 本人が認めた事柄については、両方で確認し指導を行う。
- 保護者には、確認及び指導した内容を説明する。未確認や推測した内容については、継続して観察及び指導を行う。

○いじめていた児童・保護者への対応

- ・保護者を招集し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに今後の家庭教育の在り方について改善を求める。
- ・いじめていた児童に対しては、反省を促すように指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで個別のかかわりを継続的に持つ。
- ・「罪を憎み人を憎まず」という信念のもと、いじめは絶対に許さないとともに問題行動の背景にある不安や寂しさ等にはしっかり耳を傾け、受容・共感し、問題の軽減・解消に努める。※ケースに応じてスクールカウンセラーの助言を求める。

○いじめられた児童とその保護者

- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し学校での指導について心配をか

けたことについてお詫びする。

- ・今後いじめがないよう指導の徹底を図ることを説明する。そのために指導の方策や今後の見通しを予め職員相互に協議し、家庭訪問に臨むこと。
- ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに 安心して学校生活が送れるよう学校で全力をあげて守ることを伝える。

○いじめ解消と判断した場合においても、3ヶ月間は関係児童の見守り及び保護者との連絡を行うことにより、事後のケア及び再発防止に努める。

(3) ネットいじめの対応

- ・ネットいじめを発見したら（情報をうけたら）校内いじめ防止対策推進委員会で情報を共有するとともに市教育委員会と連携しながら当該いじめにかかわる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、管理職の判断を仰ぎ、直ちに市教委への報告及び春日警察署への通報を行い、援助を求める。
- ・「LINE」については、保護者と連携し、その有害さについて正しい知識を持たせるとともに無意味な交信を阻止するための保護者の毅然とした態度の大切さを啓発する。

6 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、重大事態と判断した場合は以下の対応する。

○市教育委員会に報告するとともに直ちに春日警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

○当該いじめの調査や対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となって学校組織をあげて対応する。

○いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。その際には、原則的に、教頭あるいは校長も同席する。

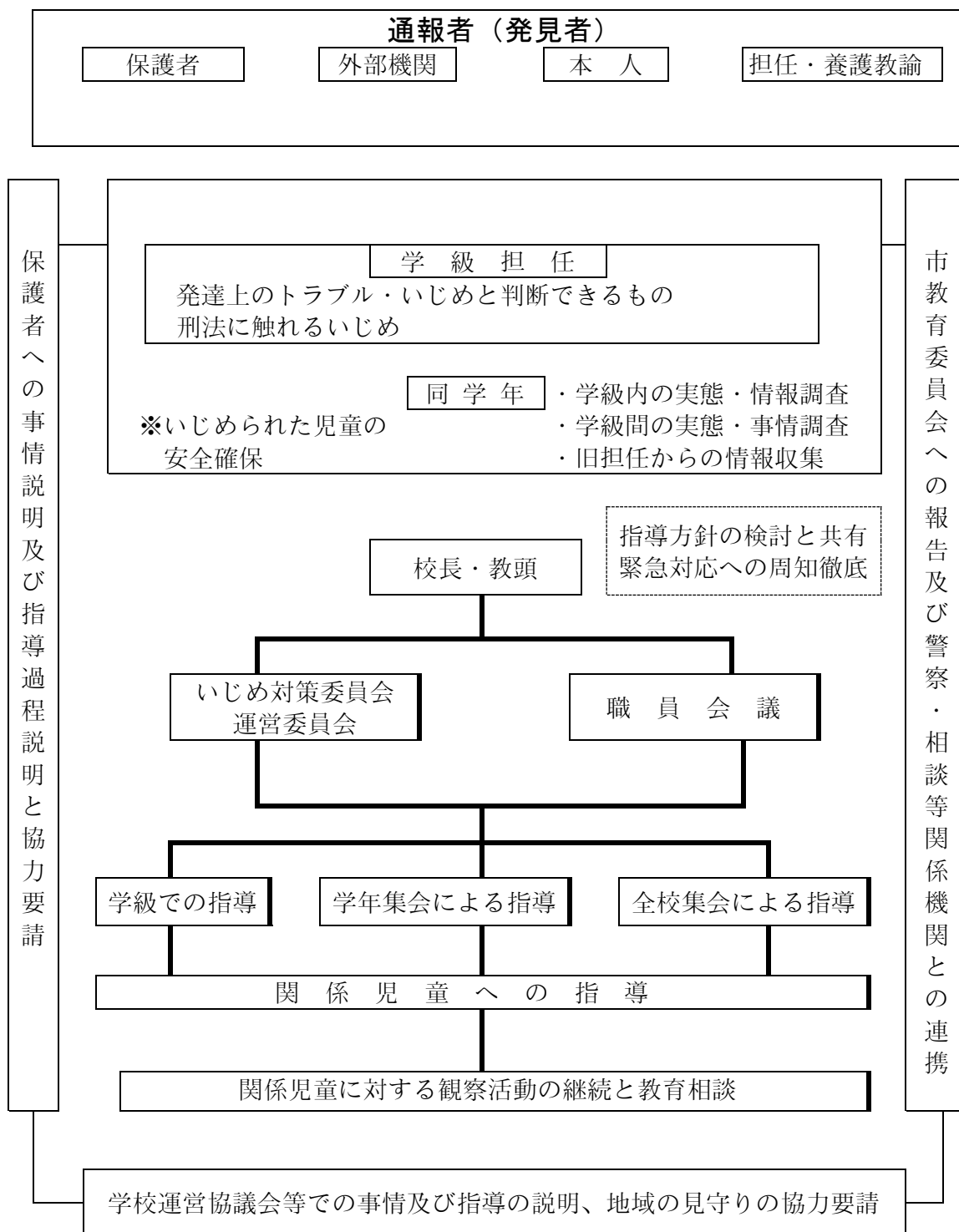
○当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに解決に向け協力を依頼する。

○いじめ防止対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

○マスコミ等の取材の対応については、教頭あるいは校長が行い、対応の一本化を図る。

【関係相談機関】	
福岡県教育センター教育相談電話	0 9 2 - 9 4 8 - 3 0 0 0
福岡県教育センター メール相談アドレス	http://www.educ.pref.fukuoka.jp/
子どもホットライン（福岡教育事務所）	0 9 2 - 6 4 1 - 9 9 9 9
福岡県児童相談所	0 9 2 - 5 8 6 - 0 0 2 3
大野城市教育委員会 教育支援課	0 9 2 - 5 8 0 - 1 9 0 5
大野城市子ども健康課	0 9 2 - 5 8 5 - 2 4 6 0
春日警察署少年課・スクールサポート	0 9 2 - 5 8 0 - 0 1 1 0

いじめへの対応



- 留意点**
- ・学級経営、学年経営において「いじめを許さない」風土づくりをすること
 - ・学級内、学年内の人間関係を把握し「キーパーソン」を特定しておくこと
 - ・子供が出すサインを見落とさないように、子どもの様子に気を付けておくこと
 - ・日頃から担当学級、学年以外の児童についても、気になることは職員間で話題にして情報の提供や収集に努めるようにしておくこと

【いじめ防止に向けた取組年間計画】

時 期	学校での取組		P T Aでの取組 ・ 地域の取組
4 月	「いじめ防止基本方針」	○いじめ対策委員会 ○生支連絡会 ※月 1 回 定例会	○ P T A 運営委員会 ○ P T C A 総会
5 月	◆いじめアンケート① 職員研修「いじめ防止と対応」 ・ 歓迎集会（児）		◎あいさつ運動強調月間（P・地域）
6 月	◆いじめアンケート②		第 1 回学校運営協議会（6 月） 「いじめの防止と対応」
7 月	○教育相談月間（6 月） ◆いじめアンケート③		◆家庭用いじめチェックリスト ○ P T A 運営委員会 ○民生委員・児童委員交流会（7 月）
9 月	◆いじめアンケート③ ・ 心の教育学習参観・ 懇談		第 2 回学校運営協議会（9 月） ○心の教育学習参観・懇談 ふれあい交流会（9／29）
10 月	◆いじめアンケート④		◎あいさつ運動強調月間（P・地域）
11 月	○教育相談月間(11月) ◆いじめアンケート⑤ ・ ふれあいフェスタ（行）		○民生委員・児童委員交流会（10 月） ◆家庭用いじめアンケート ○ P T A 運営委員会
12 月	◆いじめアンケート⑥		第 3 回学校運営協議会（12 月）
1 月	◆いじめアンケート⑦		
2 月	◆いじめアンケート⑧		◎あいさつ運動強調月間（P・地域） 第 4 回学校運営協議会（2 月）
3 月	◆いじめアンケート⑨ ・ お別れ集会（児）		○民生委員・児童委員交流会（3 月）